

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十四号

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第一条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十条の三まで」の下に「及び附則第十七項第二号」を加え、同条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、「第二十一条」の下に「及び附則第二十項」を加え、「百分の百三十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。附則第十七項第二号において同じ。」を加える。

第二十一条第一項中「この条」の下に「及び附則第十七項第三号」を加え、同条第二項第一号中「次項」の下に「及び附則第十七項第三号」を、「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には百分の九十九」の下に「、十二月に支給する場合には百分の六十五(特定幹部職員にあつては、百分の八十五)」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の四十五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十)」を加える。

第二十一条の二第二項中「一万千七百円」を「八千円」に改める。
附則に次の四項を加える。

(特定職員に支給する給与の特例)

17 当分の間、職員(次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、

特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十八・六を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第十九項及び第二十項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第十九項において「給料月額減額基礎額」という。））

二 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第二十条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

三 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第二十一条第四項において準用する第二十条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第二十項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十一条第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日

現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第四項において準用する第二十条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第二十項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十一条第二項前段に規定する割合を乗じて得た額）

四 第二十条第一項から第六項まで又は第八項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第二十条第一項 前各号に定める額

ロ 第二十条第二項又は第三項 第一号及び第二号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 第二十条第四項 第一号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第二十条第五項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第二十条第六項 第二号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

ヘ 第二十条第八項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
高等学校等教育職給料表	四級
中学校・小学校教育職給料表	四級
行政職給料表	六級

18 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実

施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

19 附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十三条から第十六条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十七条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

20 附則第十七項の規定が適用される間、第二十一条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九一（特定幹部職員にあつては、百分の一・一九）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	466,200

25	195,900	244,300	318,800	381,600	468,000
26	197,600	247,100	321,200	383,500	469,700
27	199,300	249,900	323,600	385,400	471,400
28	201,000	252,700	326,000	387,300	473,100
29	202,500	255,500	328,400	389,200	474,900
30	204,200	258,100	330,500	391,200	476,600
31	205,900	260,700	332,700	393,200	478,200
32	207,600	263,300	334,900	395,200	479,900
33	209,200	265,700	337,100	397,100	481,600
34	211,000	268,300	339,300	398,800	482,600
35	212,800	270,800	341,500	400,500	483,600
36	214,600	273,300	343,700	402,300	484,600
37	216,300	275,800	345,900	403,900	485,700
38	218,100	278,400	348,100	405,500	
39	219,900	281,000	350,300	407,100	
40	221,700	283,600	352,500	408,700	
41	223,600	286,100	354,700	410,400	
42	225,400	288,700	356,800	412,000	
43	227,200	291,200	358,900	413,600	
44	229,000	293,700	361,000	415,200	
45	230,900	296,000	363,100	416,900	
46	232,600	298,700	365,200	418,500	
47	234,300	301,400	367,200	420,100	
48	236,000	304,100	369,300	421,700	
49	237,600	306,600	371,200	423,400	
50	239,300	309,100	373,100	425,000	
51	241,000	311,600	375,100	426,600	
52	242,700	314,100	377,100	428,200	

	53	244,100	316,500	379,100	429,900
	54	245,800	318,700	380,900	431,500
	55	247,400	320,900	382,700	433,100
	56	249,100	323,100	384,500	434,700
	57	250,600	325,400	386,200	436,400
	58	252,200	327,600	387,900	438,000
	59	253,800	329,800	389,600	439,500
	60	255,400	331,900	391,300	441,100
	61	257,000	334,100	393,000	442,800
	62	258,600	336,300	394,500	444,400
	63	260,200	338,500	396,000	446,000
	64	261,700	340,700	397,400	447,600
	65	263,200	342,900	398,900	449,300
	66	264,900	345,100	400,400	450,900
	67	266,500	347,300	401,900	452,500
	68	268,200	349,500	403,400	454,100
	69	269,700	351,500	404,900	455,700
	70	271,200	353,600	406,300	457,300
	71	272,700	355,700	407,700	458,900
	72	274,200	357,800	409,100	460,500
再任	73	275,500	359,600	410,500	462,000
	74	276,900	361,500	411,900	463,000
用職	75	278,300	363,500	413,300	464,000
	76	279,700	365,400	414,700	465,000
員以	77	281,100	367,400	416,100	465,800
	78	282,300	369,100	417,500	
外の	79	283,500	370,800	418,800	
	80	284,700	372,500	420,200	

職員	81	286,000	374,200	421,600
	82	287,200	375,700	422,900
	83	288,400	377,200	424,200
	84	289,600	378,700	425,500
	85	290,900	380,200	426,800
	86	292,100	381,700	428,000
	87	293,300	383,200	429,200
	88	294,500	384,700	430,400
	89	295,700	386,100	431,600
	90	296,900	387,500	432,700
	91	298,100	388,900	433,800
	92	299,300	390,300	434,900
	93	300,100	391,800	436,000
	94	301,300	393,100	437,100
	95	302,500	394,400	438,200
	96	303,700	395,700	439,300
	97	304,700	397,100	440,400
	98	305,800	398,100	441,200
99	306,900	399,200	442,000	
100	308,000	400,300	442,800	
101	308,900	401,400	443,600	
102	310,000	402,500	444,200	
103	311,100	403,600	444,800	
104	312,200	404,700	445,400	
105	313,100	405,600	445,900	
106	314,000	406,600	446,500	
107	314,900	407,600	447,100	
108	315,800	408,600	447,700	

109	316,800	409,500	448,300
110	317,400	410,400	
111	318,000	411,300	
112	318,600	412,200	
113	319,300	412,900	
114	319,800	413,700	
115	320,300	414,500	
116	320,800	415,300	
117	321,400	416,100	
118	321,900	416,900	
119	322,400	417,600	
120	322,900	418,400	
121	323,500	419,200	
122	324,000	419,700	
123	324,500	420,200	
124	325,000	420,700	
125	325,600	421,100	
126	326,000	421,600	
127	326,400	422,100	
128	326,800	422,600	
129	327,100	423,000	
130	327,500	423,500	
131	327,900	424,000	
132	328,300	424,500	
133	328,500	424,900	
134	328,800	425,400	
135	329,100	425,900	
136	329,400	426,400	

	137	329,800	426,800			
	138	330,000				
	139	330,300				
	140	330,600				
	141	330,900				
	142	331,200				
	143	331,500				
	144	331,800				
	145	332,100				
	146	332,400				
	147	332,700				
	148	333,000				
	149	333,200				
	150	333,500				
	151	333,800				
	152	334,100				
	153	334,300				
再任用職員		234,700	278,600	308,000	336,700	423,100

備考（一） この表は、次に掲げる者に適用する。

ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手

イ 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第5条関係）

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,200

25	195,900	214,000	318,800	348,900	447,500
26	197,500	216,000	321,200	350,800	448,800
27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,100
28	200,700	220,000	326,000	354,600	451,400
29	202,400	221,900	328,400	356,500	452,700
30	204,100	224,600	330,500	358,400	453,900
31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,100
32	207,500	230,000	334,900	362,100	456,300
33	209,000	232,800	337,100	363,900	457,500
34	210,700	235,700	339,200	365,700	458,400
35	212,400	238,600	341,300	367,500	459,300
36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,200
37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,100
38	217,400	247,100	347,500	372,800	
39	219,100	249,900	349,500	374,400	
40	220,800	252,700	351,500	376,000	
41	222,600	255,500	353,500	377,400	
42	224,400	258,100	355,300	378,900	
43	226,200	260,700	357,100	380,400	
44	228,000	263,300	358,900	381,900	
45	229,900	265,700	360,700	383,500	
46	231,600	268,300	362,400	385,100	
47	233,300	270,800	364,100	386,700	
48	235,000	273,300	365,700	388,300	
49	236,700	275,800	367,200	389,800	
50	238,400	278,400	368,800	391,300	
51	240,100	281,000	370,500	392,800	
52	241,800	283,600	372,200	394,300	

	53	243,100	286,100	373,900	395,900
	54	244,800	288,700	375,400	397,300
	55	246,400	291,200	376,900	398,600
	56	248,100	293,700	378,400	399,900
	57	249,600	296,000	379,900	401,400
	58	251,100	298,700	381,300	402,800
	59	252,600	301,400	382,700	404,200
	60	254,100	304,100	384,100	405,600
	61	255,700	306,600	385,400	406,900
	62	257,200	309,100	386,700	408,300
	63	258,700	311,600	388,000	409,700
	64	260,100	314,100	389,300	411,100
	65	261,400	316,500	390,600	412,300
	66	263,000	318,700	391,800	413,500
	67	264,600	320,900	393,000	414,700
	68	266,100	323,100	394,200	415,900
	69	267,800	325,400	395,400	417,000
	70	269,300	327,600	396,600	418,200
	71	270,800	329,800	397,700	419,400
再任	72	272,300	331,900	398,900	420,600
用職	73	273,600	334,100	400,100	421,600
	74	274,900	336,300	401,200	422,400
員以	75	276,200	338,500	402,300	423,200
	76	277,500	340,700	403,400	424,000
外の	77	278,900	342,700	404,500	424,900
職員	78	280,100	344,600	405,500	425,700
	79	281,300	346,500	406,500	426,500
	80	282,500	348,400	407,500	427,300

81	283,800	350,200	408,500	428,100
82	285,000	352,000	409,300	428,800
83	286,200	353,800	410,100	429,500
84	287,400	355,600	410,900	430,200
85	288,500	357,100	411,700	430,900
86	289,500	358,800	412,500	431,600
87	290,500	360,500	413,300	432,300
88	291,500	362,100	414,100	433,000
89	292,600	363,800	414,900	433,700
90	293,500	365,100	415,600	434,400
91	294,400	366,500	416,300	435,100
92	295,300	367,900	417,000	435,800
93	295,800	369,400	417,600	436,300
94	296,600	370,700	418,300	
95	297,400	372,000	419,000	
96	298,200	373,300	419,700	
97	299,100	374,700	420,400	
98	299,900	375,800	421,000	
99	300,700	376,900	421,600	
100	301,500	378,000	422,100	
101	302,400	379,200	422,600	
102	302,900	380,300	423,200	
103	303,400	381,400	423,800	
104	303,900	382,500	424,300	
105	304,400	383,500	424,700	
106	304,800	384,500	425,300	
107	305,200	385,400	425,900	
108	305,600	386,400	426,400	

109	305,800	387,300	426,900
110	306,200	388,300	
111	306,600	389,300	
112	307,000	390,300	
113	307,200	391,100	
114	307,500	392,000	
115	307,800	392,900	
116	308,100	393,800	
117	308,400	394,800	
118	308,700	395,600	
119	309,000	396,400	
120	309,300	397,200	
121	309,500	397,900	
122	309,800	398,700	
123	310,100	399,500	
124	310,400	400,300	
125	310,600	401,000	
126		401,700	
127		402,400	
128		403,100	
129		403,900	
130		404,600	
131		405,300	
132		406,000	
133		406,500	
134		407,100	
135		407,700	
136		408,300	

	137		408,700			
	138		409,300			
	139		409,900			
	140		410,500			
	141		410,900			
	142		411,500			
	143		412,100			
	144		412,700			
	145		413,100			
	146		413,700			
	147		414,300			
	148		414,900			
	149		415,300			
再任用職員		225,800	275,200	302,900	329,800	412,700

- 備考（一） この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第一の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- （二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務級の	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400

25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	366,600	394,900
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000

	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300
再任	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700
用職	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000
員以	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400
外の	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900
職員	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	

81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500
86	239,700	295,700	344,500	385,700	
87	240,400	296,100	345,000	386,300	
88	241,100	296,500	345,500	386,900	
89	241,900	296,800	345,900	387,600	
90	242,400	297,200	346,400	388,200	
91	242,900	297,600	346,900	388,800	
92	243,400	298,000	347,400	389,400	
93	243,700	298,200	347,700	390,100	
94		298,600	348,200		
95		299,000	348,700		
96		299,400	349,200		
97		299,600	349,500		
98		300,000	350,000		
99		300,400	350,500		
100		300,800	351,000		
101		301,000	351,300		
102		301,400	351,700		
103		301,800	352,100		
104		302,200	352,500		
105		302,400	353,000		
106		302,800	353,400		
107		303,200	353,800		
108		303,600	354,200		

	109		303,800	354,700			
	110		304,200	355,100			
	111		304,600	355,500			
	112		305,000	355,900			
	113		305,200	356,400			
	114		305,600				
	115		306,000				
	116		306,400				
	117		306,600				
	118		306,900				
	119		307,200				
	120		307,500				
	121		307,900				
	122		308,200				
	123		308,500				
	124		308,800				
	125		309,200				
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第四（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100

25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400
46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800
48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000
49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200
50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200
51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200
52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200

再任	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900
用職	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700
員以	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300
外の	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900
職員	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600

81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800
86		292,200	329,700	351,600	
87		292,500	330,000	352,000	
88		292,800	330,400	352,400	
89		293,200	330,900	352,900	
90		293,500	331,300	353,300	
91		293,800	331,700	353,700	
92		294,100	332,100	354,100	
93		294,500	332,600	354,600	
94		294,800	332,900	355,000	
95		295,100	333,300	355,400	
96		295,400	333,700	355,800	
97		295,800	333,900	356,300	
98		296,100	334,300	356,700	
99		296,400	334,700	357,100	
100		296,700	335,100	357,500	
101		297,100	335,300	358,000	
102		297,400	335,700	358,400	
103		297,700	336,100	358,800	
104		298,000	336,500	359,200	
105		298,300	336,700	359,700	
106			337,100		
107			337,500		
108			337,900		

	109			338,100		
	110			338,500		
	111			338,900		
	112			339,300		
	113			339,500		
再任用職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び効力」を削り、同条第二項を削る。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の七十」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十」、十二月に支給する場合には百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を「百分の八十七・五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の三十五」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十五」、十二月に支給する場合には百分の三十（特定幹部職員にあつては、百分の四十）を「百分の四十二・五」に改める。

附則第二十項中「百分の〇・九一」を「百分の〇・九四五」に、「百分の一・一九」を「百分の一・二三五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改める。

（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正）

第三条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 当分の間、佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項に規定する特定職員（以下この項において「特定職員」という。）に対するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当（以下この項において「へき地手当等」という。）の支給に当たつては、当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、へき地手当等の額から、当該特定職員のへき地手当等に係る給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額）に当該へき地手当等に係る支給割合を乗じて得た額を減ずる。

（佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正）

第四条 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例（昭和三十五年佐賀県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項に規定する特定職員（以下この項において「特定職員」という。）に対する定時制通信教育手当の支給に当たっては、当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、定時制通信教育手当の額から、当該特定職員の給料月額に対する定時制通信教育手当の月額に百分の一・四を乗じて得た額（同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に対する定時制通信教育手当の月額）に相当する額を減ずる。

（佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「佐賀県条例第四十七号」の下に「。第一号において「平成二十一年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第二項に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「百分の九十九・八二」を「当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の下に「（佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・六を乗じて得た額）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 平成二十一年改正条例附則第二項に規定する減額改定対象職員 百分の九十九・五九

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の九十九・八三
（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び~~へき~~地手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第六条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び~~へき~~地手当支給条例の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「におけるへき地手当の月額（」の下に「佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年佐賀県条例第三十四号。以下「平成二十二年改正給与条例」という。） 附則第二項に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である職員にあつては、

当該職員の平成二十二年改正給与条例の施行の日における給料の月額（施行日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動があった職員については、当該異動がなかったものとした場合に受けることとなる給料月額を基礎として算定した額）と施行日の前日における扶養手当の月額の合計額に施行日の前日におけるへき地手当の月額に係る支給割合を乗じて得た額。」を加える。

附則第三項中「給料の月額」の下に「（減額改定対象職員である職員にあっては、当該職員の平成二十二年改正給与条例の施行の日における給料の月額（施行日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動があった職員については、当該異動がなかったものとした場合に受けることとなる給料月額を基礎として算定した額）」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十三年佐賀県条例第四十四号）附則第十七項に規定する特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後における前二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二項	当該施行日前のへき地手当の月額	当該施行日前のへき地手当の月額から当該施行日前のへき地手当の月額に係る給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十三年佐賀県条例第四十四号）附則第十七項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあっては、同号に規定する給料月額減額基礎額）に、施行日前のへき地手当の月額に係る支給割合を乗じて得た額を減じた額
附則第三項	合計額	合計額から当該給料の月額に係る給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項第一号に規定する最低号給に達

		しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額）を減じた額
--	--	-----------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中佐賀県公立学校職員給与条例第二十一条の二第二項の改正規定は平成二十三年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。
(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成二十二年六月一日において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの(第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例(以下この項及び次項において「改正後の学校職員給与条例」という。))附則第十七項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)附則第七条の規定の適用を受けない職員に限る。))以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))であつた者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。))に同年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の学校職員給与条例第二十条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第四項から第六項まで(佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第二十二條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項若しくは附則第十七項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の特遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第四条第一項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。))から同年六月一日において当該減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤奨手当の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。))を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

給料表		職務の級		号給	
高等学校等教育職給料表		一級	一級	一級	一級
		二級	二級	二級	二級
		特二級	特二級	特二級	特二級
		三級	三級	三級	三級
中学校・小学校教育職給料表		一級	一級	一級	一級
		二級	二級	二級	二級
		特二級	特二級	特二級	特二級
		三級	三級	三級	三級
行政職給料表		一級	一級	一級	一級
		二級	二級	二級	二級
		三級	三級	三級	三級
		四級	四級	四級	四級
		五級	五級	五級	五級
		六級	六級	六級	六級
医療職給料表		一級	一級	一級	一級
		二級	二級	二級	二級
		三級	三級	三級	三級
		四級	四級	四級	四級
		五級	五級	五級	五級
		六級	六級	六級	六級

(平成二十二年四月一日前に五十歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成二十二年四月一日前に五十歳に達した職員に対する改正後の学校職員給与条例附則第十七項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十二年佐賀県条例第三十四号)の施行の日」と、「五十歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第一条（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十条の三まで及び附則第十七項第二号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める（次条及び第二十条の三においてこれらの日を「支給日」という。）日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十二條第六項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百三十五を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条及び附則第二十項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める（次条及び第二十条の三においてこれらの日を「支給日」という。）日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十二條第六項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百五十を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 前二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第十七項第二号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十一条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第十七項第三号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職</p>	<p>とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」とする。</p> <p>4 前二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十一条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職</p>

改正後	改正前
<p>員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十七項第三号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）、十二月に支給する場合においては百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合には百分の三十（特定幹部職員にあつては、百分の四十）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>（義務教育等教員特別手当） 第二十一条の二 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 略</p> <p>附則</p> <p>1～16 略</p> <p>（特定職員に支給する給与の特例） 17 当分の間、職員（次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用</p>	<p>員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>（義務教育等教員特別手当） 第二十一条の二 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、一万千七百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 略</p> <p>附則</p> <p>1～16 略</p>

改正後	改正前
<p>職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一・四を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に百分の九十八・六を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第十九項及び第二十項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第十九項において「給料月額減額基礎額」という。))</p> <p>二 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第二十条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特</p>	

改正後	改正前
<p>定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）</p> <p>三 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第二十一条第四項において準用する第二十条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第二十項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十一条第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第四項において準用する第二十条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十を超</p>	

改正後	改正前
<p>えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第二十項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十一条第二項前段に規定する割合を乗じて得た額）</p> <p>四 第二十二條第一項から第六項まで又は第八項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 第二十二條第一項 前各号に定める額</p> <p>ロ 第二十二條第二項又は第三項 第一号及び第二号に定める額に百分の八十を乗じて得た額</p> <p>ハ 第二十二條第四項 第一号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>ニ 第二十二條第五項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>ホ 第二十二條第六項 第二号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）</p> <p>ヘ 第二十二條第八項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た</p>	

改正後

改正前

額)

給料表	職務の級
高等学校等教育職給料表	四級
中学校・小学校教育職給料表	四級
行政職給料表	六級

18 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

19 附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十三条から第十六条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十七条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

20 附則第十七項の規定が適用される間、第二十一条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九一（特定幹部職員にあつては、百分の一・一九）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

第二条（佐賀県公立学校給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条及び附則第二十項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 6 略</p>	<p>（この条例の目的及び効力）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 この条例は、地方公務員法第二十五条第三項に規定する職階制に適合する給料表に関する計画が実施されるまでの間、効力を有するものとする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百三十五を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条及び附則第二十項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 6 略</p>

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十七項第三号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の四十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附則</p> <p>1～19 略</p> <p>20 附則第十七項の規定が適用される間、第二十一条第二項第一号に定める額は、同号</p>	<p>(勤勉手当) 第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十七項第三号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）、十二月に支給する場合においては百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合には百分の三十（特定幹部職員にあつては、百分の四十）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附則</p> <p>1～19 略</p> <p>20 附則第十七項の規定が適用される間、第二十一条第二項第一号に定める額は、同号</p>

改正後	改正前
<p>の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九四五（特定幹部職員にあつては、百分の一・二二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九一（特定幹部職員にあつては、百分の一・一九）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

第三条（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則 1・2 略</p> <p>3 当分の間、佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項に規定する特定職員（以下この項において「特定職員」という。）に対するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当（以下この項において「へき地手当等」という。）の支給に当たつては、当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、へき地手当等の額から、当該特定職員のへき地手当等に係る給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあっては、同号に規定する給料月額減額基礎額）に当該へき地手当等に係る支給割合を乗じて得た額を減ずる。</p>	<p>附則 1・2 略</p>

第四条（佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 当分の間、佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項に規定する特定職員（以下この項において「特定職員」という。）に対する定時制通信教育手当の支給に当たつては、当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、定時制通信教育手当の額から、当該特定職員の給料月額に対する定時制通信教育手当の月額に百分の一・四を乗じて得た額（同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に対する定時制通信教育手当の月額）に相当する額を減ずる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第一項中「へき地手当」の下に「、定時制通信教育手当」を加える。</p> <p>第十二条の三の次に次の一条を加える。</p> <p>（定時制通信教育手当）</p> <p>第十二条の四 定時制通信教育手当を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法は、別に条例で定める。</p>

第五条（佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十七号。第一号において「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円</p>	<p>附 則</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十七号）の施行の日において同条例附則第二項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・八二を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切</p>

改正後	改正前
<p>未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>には、給料月額のほか、その差額に相当する額(佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・六を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>一 平成二十一改正条例附則第二項に規定する減額改定対象職員 百分の九十九・五九</p> <p>二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の九十九・八三</p> <p>2・3 略</p>	<p>り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2・3 略</p>

第六条(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によるへき地手当の支給を受けていた職員で、この条例による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によるへき地手当の月額(以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。)が同日におけるへき地手当の月額(以下「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるもの一部を改正する条例(平成二十二年佐賀</p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によるへき地手当の支給を受けていた職員で、この条例による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によるへき地手当の月額(以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。)が同日におけるへき地手当の月額(以下「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるもの</p>

改正後	改正前
<p>県条例第三十四号。以下「平成二十二年改正給与条例」という。）附則第二項に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である職員にあっては、当該職員の平成二十二年改正給与条例の施行の日における給料の月額（施行日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動があった職員については、当該異動がなかったものとした場合に受けることとなる給料月額を基礎として算定した額）と施行日の前日における扶養手当の月額の合計額に施行日の前日におけるへき地手当の月額に係る支給割合を乗じて得た額。以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の条例に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合（当該学校の移転があつた場合を除く。）においては、施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間（改正後の条例に基づくとする）は、施行日以後当該学校に引き続き勤務する間）、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。</p> <p>3 施行日の前日において改正前の条例別表第三に掲げる学校で改正後の条例別表第三に掲げられていないものに勤務する職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものについては、当該学校を改正後の条例第十二条第一項に規定するへき地等学校とみなし、同条の規定を適用する。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額は、同条第三項の規定にかかわら</p>	<p>の（改正後の条例に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合（当該学校の移転があつた場合を除く。）においては、施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間（改正後の条例に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後当該学校に引き続き勤務する間）、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。</p> <p>3 施行日の前日において改正前の条例別表第三に掲げる学校で改正後の条例別表第三に掲げられていないものに勤務する職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものについては、当該学校を改正後の条例第十二条第一項に規定するへき地等学校とみなし、同条の規定を適用する。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額は、同条第三項の規定にかかわら</p>

改正後	改正前			
<p>ず、施行日の前日における職員の給料の月額（減額改定対象職員である職員にあっては、当該職員の平成二十二年改正給与条例の施行の日における給料の月額（施行日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動があった職員については、当該異動がなかったものとした場合に受けることとなる給料月額を基礎として算定した額）と扶養手当の月額の合計額に百分の四（同条第一項に規定する異動等の日から起算して五年に達した後には、百分の二）を乗じて得た額とする。</p>	<p>ず、施行日の前日における職員の給料の月額と扶養手当の月額の合計額に百分の四（同条第一項に規定する異動等の日から起算して五年に達した後には、百分の二）を乗じて得た額とする。</p>			
<p>4 当分の間、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）附則第十七項に規定する特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合）にあっては、特定職員となった場合における前二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="678 236 790 347">附則第二項</td> <td data-bbox="678 347 790 515">当該施行日前のへき地手当の月額</td> <td data-bbox="134 515 790 750">当該施行日前のへき地手当の月額から当該施行日前のへき地手当の月額に係る給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）附則第十七項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規</td> </tr> </table>	附則第二項	当該施行日前のへき地手当の月額	当該施行日前のへき地手当の月額から当該施行日前のへき地手当の月額に係る給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）附則第十七項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規	
附則第二項	当該施行日前のへき地手当の月額	当該施行日前のへき地手当の月額から当該施行日前のへき地手当の月額に係る給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）附則第十七項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規		

		改正後
附則第三項	合計額	
		改正前
合計額から当該給料の月額に係る給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額）を減じた額		定する給料月額減額基礎額）に、施行日前のへき地手当の月額に係る支給割合を乗じて得た額を減じた額